

観光振興事業費補助金交付要綱
(地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業)

平成30年3月28日	国総支第61号
	国鉄総第324号
	国自旅第293号
	国海内第186号
	国港総第596号
	国空事第1071号
	国空業第164号
	観参第293号
	国総事第96号
	国総支第53号
平成31年4月2日	国都街第121号
	国都景歴第116号
	国道総第529号
	国道企第93号
	国住市第129号
	国鉄総第426号
	国鉄都第199号
	国鉄事第391号
	国鉄施第314号
	国自旅第314号
	国海内第249号
	国海外第413号
	国港総第698号
	国空事第1744号
	国官参空第82号
	観参第817号
	国官総第385号
	国総地第67号
	国総モ第26号
令和2年3月31日	国総物第690号
	国総事第77号
	国都街第106号
	国都景歴第99号
	国道総第469号
	国道企第108号
	国住市第104号
	国鉄総第467号
	国鉄都第226号
	国鉄事第434号
	国鉄施第315号
	国自旅第301号
	国海内第119号
	国海外第277号
	国港総第681号
	国官参空第99号
	観参第1228号
	国官総第251号
	国総地第75号
	国総モ第73号
令和2年11月5日	国総物第125号
	国総事第31号
	国都街第75号
	国都景歴第62号
	国道総第230号
	国道企第65号
	国住市第78号
	国鉄総第269号
	国鉄都第118号
	国鉄事第310号
	国鉄施第205号

	国自旅第259号
	国海内第171号
	国海外第172号
	国港総第400号
	国空総第661号
	観参第778号
令和3年3月24日	国官総第121号
	国総地第108号
	国総毛第98号
	国総物第159号
	国総事第67号
	国都街第123号
	国都景歴第103号
	国道総第471号
	国道企第113号
	国住市第135号
	国鉄総第441号
	国鉄都第219号
	国鉄事第732号
	国鉄施第438号
	国自旅第463号
	国海内第219号
	国海外第307号
	国港総第709号
	国空総第1122号
	観参第1148号
令和4年3月22日	国官総第204号
	国総地第77号
	国総毛第96号
	国総物第89号
	国総事第77号
	国都景歴第80号
	国道総第512号
	国道企第110号
	国住市第73号
	国鉄総第429号
	国鉄都第196号
	国鉄事第690号
	国鉄施第339号
	国自旅第526号
	国海内第299号
	国海外第414号
	国港総第675号
	国空総第1188号
	観参第729号
令和5年3月31日	国官総第158号
	国総地第116号
	国総毛第118号
	国総物第102号
	国総事第117号
	国都景歴第189号
	国道総第617号
	国道企第126号
	国鉄総第512号
	国鉄都第244号
	国鉄事第877号
	国鉄施第358号
	国自旅第553号
	国海内第256号
	国海外第457号
	国港総第751号
	国空総第1327号
	観参第788号

令和6年6月21日	国官総第234号
	国総地第86号
	国総モ第28号
	国総公第32号
	国都公景第52号
	国道総第105号
	国道企第48号
	国鉄総第101号
	国鉄都第86号
	国鉄事第189号
	国鉄施第50号
	国自物第79号
	国自旅第106号
	国海内第52号
	国海外第139号
	国港総第198号
	国空総第243号
令和7年3月31日	観参第168号
	国官総第35号
	国総地第219号
	国総モ第101号
	国総公第126号
	国都公景第281号
	国道総第650号
	国道企第131号
	国鉄総第553号
	国鉄都第225号
	国鉄事第627号
	国鉄施第301号
	国自物第693号
	国自旅第342号
	国海内第287号
	国海外第737号
	国港総第778号
	国空総第1122号
	観観戦第72号
	観参第740号
	国官総第321号

※本資料は、地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業の抜粋版となります。

目次

第1章 共通事項（第1条－第3条）

第9章 地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業（第98条－第101条）

第1章 共通事項

(通則)

第1条 観光振興事業費補助金（FAST TRAVEL 推進支援事業、公共交通利用環境の革新等事業、インバウンド受入環境整備高度化事業、歴史的観光資源高質化支援事業、観光地域振興無電柱化推進事業、先進的なサイクリング環境整備事業、外国人旅行者向け免税店支援事業、地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業、観光二次交通高度化事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、旅行環境整備を行うための対策を促進することを目的とする。

- 一 世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一通貫で高度化する事業（以下「FAST TRAVEL 推進支援事業」という。）
- 二 我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがある市区町村に係る観光地（以下「特定観光地」という。）に至るまでの公共交通事業者等の事業に係る交通サービス（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第8条第1項により観光庁長官が指定した区間に係るもの及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものに限る。）の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業又は利用者にとっての最適経路による移動手段と観光サービスを一括して提供することで特定観光地における周遊を促す事業（以下「公共交通利用環境の革新等事業」という。）
- 三 特定観光地における訪日外国人旅行者の周遊の促進及び消費の拡大を図るため、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアにおける「まちあるき」や広域的な周遊に係る環境整備を面的に進める事業（以下「インバウンド受入環境整備高度化事業」という。）
- 四 特定観光地における観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させる事業（以下「歴史的観光資源高質化支援事業」という。）
- 五 観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を図るため、電線管理者が実施する無電柱化等を支援する事業（以下「観光地域振興無電柱化推進事業」という。）
- 六 特定観光地と連携したサイクルツーリズムの推進を図るため、訪日外国人旅行者に対応したサイクリング環境の整備を支援する事業（以下「先進的なサイクリング環境整備事業」という。）
- 七 外国人旅行者向け免税制度の「リファンド方式」移行に伴い、必要となるシステム改修費用を支援する事業（以下「外国人旅行者向け免税店支援事業」という。）
- 八 訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域において、災害、急病等の非常時における訪日外国人旅行者の安全・安心対策の推進を図る事業（以下「地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業」という。）
- 九 訪日外国人旅行者の周遊の促進を図るため、観光地における二次交通の充実に資する取組を支援する事業（以下「観光二次交通高度化事業」という。）

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）及び索道事業者並びに索道施設を所有する者
 - ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）
 - ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者（道路運送法施行規則第49条第1号に定める市町村運営有償運送（「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）1①に定める「交通空白輸送」に限る。）若しくは同条第2号に定める交通空白地有償運送であって乗合旅客の運送に係るものに限る。）並びにこれらの者に車両を貸与する者
 - ニ 道路運送法第80条第1項の許可を受けた者
 - ホ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナル事業を営む者
 - ヘ タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）による適正化事業実施機関
 - ト 超小型モビリティの導入を行う地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定める都道府県、市町村又は特別区）、民間事業者（法人格を有するものに限る。）又は地方公共団体、民間事業者等により構成される協議会
 - チ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者、同項に規定する対外旅客定期航路事業（本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）を営む者、同条第9項に規定する旅客不定期航路事業を営む者及び同項に規定する一般不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）を営む者並びにこれらの者に船舶を貸

与する者

- リ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設を設置し又は管理する者
 - ヌ 関係する地方公共団体（港務局を含む。）、地方整備局、北海道開発局若しくは沖縄総合事務局、訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等によって構成される協議会及び港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体
 - ル 航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者
 - ヲ 航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者
 - ワ 空港法（昭和31年法律第80号）第14条第1項に規定する協議会
 - カ 港湾又は空港の利用促進に取り組む地方公共団体（港務局を含む。）
 - ヨ シェアサイクルやマイクロモビリティの貸出拠点を設置し、又は管理する者
 - タ 手ぶら観光カウンターを設置し、又は管理する者（国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものに限る。）
 - レ 上記の者で構成される団体
- 二 市区町村とは、市町村及び特別区をいう。
- 三 観光拠点施設とは、訪日外国人旅行者が特定観光地の情報収集及び周遊の拠点として活用することを目的として来訪する施設をいう。
- 四 「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

第2章 FAST TRAVEL 推進支援事業

（交付の決定及び通知）

- 第8条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

（交付決定の変更等の申請）

- 第9条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - 二 別表1に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。
- 2 前項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4による変更届を大臣に届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

（交付決定の変更及び通知）

- 第10条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

（申請の取下げ）

- 第11条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（状況報告）

- 第12条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、速やかに様式第6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第8による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第14条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であつて、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の

額を確定し、様式第9により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

（補助金の支払い）

第15条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

（事業の中止等）

第16条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取り消し）

第17条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
 - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の整理）

第18条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（取得財産等の整理）

第19条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、補助対象経費により取得した時期又は効用の増加した時期、所在場所及び価格を記載し、補助対象経費により取得した財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

（帳簿等の保存）

第20条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

（取得財産等の管理等）

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第22条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第11による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

第9章 地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業

(補助対象事業等)

第98条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この編において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本編における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表10に定めるものとする。

(補助金の額)

第99条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表10に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第100条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1による補助金交付申請書に当該補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。

(準用規定)

第101条 第8条から第22条までの規定は、地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業について準用する。この場合において、第9条第1項第2号中「別表1」とあるのは「別表10」と読み替えるものとする。

別表10（第98条第2項関係）

地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業（補助対象事業者等）

	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
災害時の観光施設等における避難所機能の強化	観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者	避難所機能の強化のための整備に要する経費	1／2
災害時の観光施設等における多言語対応強化	観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者	多言語対応機能強化のための整備に要する経費	1／2
訪日外国人患者受入機能強化	病院・診療所等を設置し、又は管理する者	訪日外国人患者受入機能強化のための整備に要する経費	1／2
災害時等における観光危機管理の強化	地方公共団体	災害時等における観光危機管理の強化のために要する経費	1／2（上限500万円）

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。

2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。